

ロケーション撮影に係る取扱いについて

令和8年10月15日

所 長 裁 定

国立オリンピック記念青少年総合センター構内ロケーション撮影取扱要領（以下「取扱要領」という。）第20条の規定に基づき、ロケーション撮影に係る取扱いについて、次のとおり定める。

1 時間外料金

【時間外 基本】

施設使用料金表に定める利用可能時間以外の時間帯に撮影等を行う場合の料金は、「施設使用料金」の「一般」「夜間」料金の1/8を最低金額とし、30分単位で計算する。（100円未満切上げ、税込）

【時間外 テニスコート（屋外）】

「施設使用料金」の「一般」の料金4枠（「10:00～12:00」、「13:00～15:00」、「15:30～17:30」及び「18:00～20:00」）の間の時間に撮影等を行う場合、時間外料金は、30分 1,000円を最低金額とし、30分単位で計算する。

ただし、上記4枠のうち2枠以上を連続で使用する場合は、使用時間内に含まれる時間外料金は無料とする。

「10:00より前の時間」及び「20:00を超えた時間」に撮影等を行う場合、時間外料金は、30分 1,100円を最低金額とし、30分単位で計算する。

【時間外 さくら】

「施設使用料金」の「一般」の料金2枠（「10:00～14:00」及び「16:00～21:00」）の間の時間に撮影等を行う場合、時間外料金は、30分 3,700円を最低金額とし、30分単位で計算する。

「10:00より前の時間」及び「21:00を超えた時間」に撮影等を行う場合、時間外料金は、30分 4,000円を最低金額とし、30分単位で計算する。

附則

- 1 この裁定は、令和7年11月27日から施行する。
- 2 本裁定を改定し、令和8年10月15日から施行する。